

住 民 税

本試験問題

〔第一問〕問1

道府県民税利子割、道府県民税配当割及び道府県民税株式等譲渡所得割に関し、それぞれ次の点について述べなさい。なお、未成年者口座内上場株式等に係る特例について述べる必要はない。

- (1) 納税義務者（道府県民税利子割については非課税の対象についても述べること。）
- (2) 税率
- (3) 徴収方法
- (4) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

〔第二問〕【資料】(2)②

- ② 雑所得に係る収入金額等の明細
- | | |
|--------|----------|
| ・原稿の収入 | 190,000円 |
| ・必要経費 | 21,000円 |

〔第二問〕【資料】(3)②

- ② 配当所得に係る収入金

(単位：円)					
区分	決算	決算日	収入年月	株主総会決議年月日	収入金額
a 株式(上場)	年1回	3月	令和7年5月20日	令和7年4月20日	16,000

(注) a 株式の配当については、源泉徴収されており、所得税の確定申告書において分離課税により申告されている。

〔第二問〕【資料】(4)②

- ② 退職所得に係る収入金額等の明細

- ・甲の姉の勤務状況
平成12年4月1日 X社に就職
令和7年9月31日 X社を退職
- ・X社から支給を受けた一般退職手当の収入金額（令和7年12月15日支給） 13,080,000円

〔第二問〕【資料】(4)③

- ③ 譲渡所得に係る収入金額等の明細

(単位：円)						
区分	取得年月日	譲渡年月日	収入金額	取得費	譲渡費用	譲渡先
絵画	令和4年3月19日	令和7年5月21日	1,250,000	640,000	12,000	個人
骨董品	令和3年12月5日	令和7年6月21日	480,000	550,000	27,000	個人
書画	平成29年5月1日	令和7年12月10日	300,000	165,000	7,000	個人

(注) 全ての譲渡について所得税の確定申告書に記載されており、その取得費については、

〔第二問〕【資料】(4)⑥

- ⑥ 医療機関に支払った金額

- ・甲の姉の疾病の診療・治療にかかった医療費 200,000円
- (注) 生命保険契約に基づく保険金の支払いにより、甲の姉の医療費の1/4が補てんされている。

〔第二問〕【資料】(5)①

- (5) 甲の兄（昭和53年12月4日生）の所得等の状況

- ① 事業所得に係る収入金額等の明細
- | | |
|-------|-------------|
| ・事業収入 | 16,930,000円 |
| ・必要経費 | 6,405,000円 |

(注1) 甲の次男は創業当初より所轄税務署長から青色申告の承認を受けており、帳簿書類を備え付けてその業務に係る一切の取引を正規の簿記の原則により記録し、これに基づいて貸借対照表及び損益計算書を作成している。また、創業当初より青色事業専従者給与に関する届出書を提出している。

(注2) 甲の次男はe-Tax（電子申告）による申告又は電子帳簿保存を行っているものとする。

TAC予想問題

●直前予想答練〔第一問〕問1

道府県民税利子割、道府県民税配当割及び道府県民税株式等譲渡所得割に関し、それぞれ以下の点について述べなさい。

- I 納税義務者（道府県民税利子割については非課税の対象についても述べること。）
- II 税率
- III 徴収方法
- IV 道府県民税配当割額又は道府県民税株式等譲渡所得割額の個人住民税所得割額からの税額控除

●実力完成答練 第2回〔第二問〕【資料1】(4)

- (4) 雑所得に関する資料

- | | |
|--------------------|------------|
| ① 公的年金等に係る収入金額 | 2,850,000円 |
| ② 経済紙からの依頼で執筆した原稿料 | 500,000円 |
| ③ 上記②に係る必要経費 | 9,800円 |

●実力完成答練 第3回〔第二問〕【資料】(1)②

- ② 配当所得に関する資料

(単位：円)					
区分	決算	決算月	株主総会決議年月日	収入金額	
K株式(上場)	年1回	3月	令和7.6.10	42,800	
G株式(上場)	年1回	9月	令和7.12.17	19,270	
N株式(上場)	年1回	9月	令和7.12.5	22,400	
T株式(上場)	年1回	6月	令和7.9.1	38,300	

(注) 全ての配当について源泉徴収されており、所得税の確定申告書において、申告分離課税により申告されている。

●実力完成答練 第1回〔第二問〕【資料】(1)④

- ④ 退職所得に関する資料

- イ. 甲の勤務状況
昭和58年4月1日 w社に入社
令和7年3月31日 w社の取締役を退任
- ロ. w社から受けた退職手当の収入金額（令和7年3月31日支給） 25,000,000円
- ハ. 退職手当の受給にあたり、甲は「退職所得の受給に関する申告書」を提出している。

●実力完成答練 第1回〔第二問〕【資料】(1)⑤

- ⑤ 譲渡所得に係る収入金額等の明細

骨董品	平7.3.12	平7.3.28	300,000	1,500,000	10,000	個人
-----	---------	---------	---------	-----------	--------	----

(注3) 全ての譲渡について所得税の確定申告書に記載されており、その取得費については、甲によって証明されている。

●全国公開模試〔第二問〕【資料】(5)③

- ③ 支払医療費

- ・甲の母の疾病の診療・治療にかかった費用 346,000円
- 生命保険契約に基づく保険金の支払いにより、この医療費の4分の1が補てんされている。

●実力完成答練 第3回〔第二問〕【資料】(4)①

- (4) 甲の長男（平成7年3月9日生・青色申告）の所得等の状況

- ① 事業所得に関する資料

- | | |
|----------------|------------|
| イ 事業所得に係る総収入金額 | 9,872,340円 |
| ロ 上記イに係る必要経費 | 4,737,423円 |

(注) 甲の長男は創業以来所轄税務署長から青色申告の承認を受けており、帳簿書類を備え付けてその業務に係る一切の取引を正規の簿記の原則により記録し、これに基づいて、貸借対照表及び損益計算書を作成している。

なお、電子申告により申告を行っている。

〔第二問〕【資料】(7) ② ② 山林（昭和64年取得）の譲渡に係る収入金額 3,130,000円 ・山林の譲渡に要した伐採費、運搬費その他租税特別措置法施行規則第12条に掲げる費用の合計 3,744,000円	●実力完成答練 第2回〔第二問〕【資料】(2) ① ② ③ (2) 山林所得に関する資料 ① 山林所得に係る総収入金額 15,000,000円 ② 上記①に係る必要経費 5,879,000円 ③ 上記②のうち伐採および譲渡に要した費用 2,696,500円 ※所得税の確定申告書の「特例適用条文」欄に、租税特別措置法第30条と記載されている。 ※所得税の確定申告書に措法33の4と記載されている。
〔第二問〕【資料】(1) ⑪ ⑪ 12歳の三男（甲と生計を一にし、同居を常況としている。）を扶養している（甲の確定申告書において甲の扶養親族とされている。）。なお、身体障害者手帳を有し、障害の程度は3級とされている。	●直前予想答練〔第二問〕【資料】(3) ⑤ ⑤ 2歳の子（甲の長男と生計を一にし、同居を常況としている。）を扶養している。 甲の長男の確定申告において甲の長男の扶養親族とされている。 身体障害者手帳に障害の程度が3級と記載されている。 ●全国公開模試〔第二問〕【資料】(3) ⑥ ⑥ 2歳の子（甲の長男と生計を一にし、同居を常況としている。）を扶養している。 甲の長男の確定申告において甲の長男の扶養親族とされている。 なお、身体障害者手帳3級を保持している。